

公益社団法人新宮市シルバー人材センター
令和4年度 事業計画

我が国は、人口減少社会に入り、高齢化が急速に進行し、他に類を見ない超高齢社会を迎えています。

新宮市の高齢化率も高く65歳以上の高齢者人口は令和3年度当初には10,444人（構成比37.8%）となっており、労働力人口の減少が続く中、就業者数を増やすためには働く意欲のある高齢者が生涯現役で活躍し続けられるような社会環境が求められています。

また、シルバー人材センターには人手不足分野や育児・介護等現役世代を支える分野での就業が期待されており自治体や関係機関とも連携しながら課題である会員拡大や就業機会の拡大に取り組む必要があります。

こうした中、一昨年春からのコロナ禍の収束が見通せない中、シルバー人材センター事業も厳しい状況が続いております。

また、昨年末からは感染力の強いオミクロン株が広く感染拡大しましたが感染症対策の基本は各自が三密の回避、人との距離の確保、マスクの着用、手指の洗浄、換気等の対策を徹底することが重要であります。

ところで公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会では第2次会員100万人を平成30年に計画しましたがコロナ禍ほか様々な要因で70万人を割り込む事態になり、1日も早くコロナ前の水準に回復させることが当面の課題となっております。これは企業の雇用期間も長くなりそこで働く高齢者が増え会員獲得が難しくなっていたところに新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけた格好であります。

また、令和5年10月から導入予定のインボイス制度もシルバー人材センターにとりまして大きな課題となり事前の準備が必要となります。

つきましては公益社団法人新宮市シルバー人材センターとしましてもシルバー事業の根幹であります会員確保に努めるとともに基本理念の「自主・自立・共働・共助」を堅持し日常生活に密着した就業に努め活力ある地域社会の形成を図るため以下の事業に取り組めます。

1. シルバー人材センター事業（公益目的事業）

（1）就業機会の拡大と提供

- ① 高年齢者に相応しい仕事を個人家庭や事業所から新規又は継続で受注し、請負、委任又は派遣就業の形で会員に提供します。
- ② 地域における人手不足分野や現役世代を支える分野の新たな就業機会の確保に努

めます。

- ③ コロナ禍において急速に進行しているデジタル社会に対応するため ICT の活用などアフターコロナを検討します。
- ④ 地域の良好な生活環境の保全等に寄与する空き家管理やコロナ禍等で帰郷困難な方の便宜を図る墓地清掃サービスも引き続き実施します。

(2) 安全・適正就業の推進

- ① 安全・適正就業委員会で安全意識の高揚と啓発のため安全・適正就業対策実施計画を策定の上、会員に配付し、安全かつ適正に業務遂行できるよう努めます。
- ② 請負、委任、派遣の形態に従い、適正な就業形態かを精査する自主点検を行います。
- ③ 就業中や就業途上時における交通安全に対する注意の徹底を随時、会員に通知し啓発を図ります。
- ④ 道路交通法の改正により飲酒運転根絶に向けた酒気帯びの有無の確認、記録の保存やアルコール検知器でのチェックを行います。
- ⑤ 安全就業基準の遵守を図るとともに現場確認を実践するため安全パトロールを実施します。

(3) シルバー派遣事業の推進

- ① 派遣元の和歌山県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という）の新宮事務所として労働者派遣事業の拡大に努めます。
- ② 請負や委任に相応しくない業務については、シルバー派遣事業契約での就業を図るため発注者の派遣先への説明と理解を得るよう努めます。
- ③ 労働者派遣事業の推進に努め、労働者派遣法に定められた教育訓練を派遣元に協力し実施します。

(4) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の促進

- ① 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を継続して実施し、人手不足分野や現役世代を支える分野の派遣、請負等のすべての業務で就業する機会を促進します。

(5) 就業率の向上

- ① 健康で働く意欲のある会員に公正、公平に就業機会を提供することを目標に減少傾向にある就業率の向上に努めます。
- ② 新入会員には入会后、速やかに仕事を紹介するとともに未就業会員にも可能な限り仕事の紹介を行い、未就業者の減少を図ります。

(6) 普及啓発活動の推進

- ① 普及啓発促進月間の「シルバーの日」の奉仕活動への会員の参加を促し、普及啓

発活動を実施し、地域からシルバー人材センターの理解が深まるよう努めます。

- ② シルバー人材センター事業の紹介、啓発をするためチラシ配布、市広報・地方新聞の広告等を活用し、市民周知と未加入者の入会の促進に努めます。
- ③ 連合会が実施する啓発事業の実施に協力するとともに取材記事などマスメディアを利用した広報を実施します。

(7) 講習会の開催

- ① 連合会が実施する厚生労働省の委託事業の「高齢者活躍人材確保育成事業」等に協力します。
- ② コロナ禍の収束が条件になるが会員を対象に各種講習会を開催し、新たな分野での就業に必要な知識及び技能の習得と技術の向上を図ります。

(8) 高齢者等生活支援事業の実施

- ① 新宮市の支援を得て取り組む「高齢者等生活支援サービス事業」（高齢者いきいきサポート事業）につきましては、家事支援・福祉サービス、通院付添事業、空き家管理事業、買い物代行等を引き続き実施します。

(9) 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の受託

- ① 平成29年度より改正介護保険法に基づき新宮市から委託されている事業で介護予防を必要とする要支援1・2等の対象者が住み慣れた地域で暮らせるよう予防基準緩和型訪問サービスを実施します。
- ② 新総合事業を公共性の高い介護予防・生活支援として実施していく上で従事者の人員基準を確保するとともに家事・生活支援サービス内容の充実に努めます。

(10) その他の事業

① 寝具乾燥消毒サービス事業の推進

平成15年度から新宮市より受託し、在宅高齢者、障がい者等で寝具の衛生管理が困難な方に対し専用車両で毎月1回市内全域を巡回し布団など寝具の乾燥消毒をしており、本年度も引き続き実施します。

② 新宮市生涯現役促進地域連携事業の継続事業に協力

令和元年度から3年間、県内で新宮市だけが取り組んできた厚生労働省の補助事業が終了するが事業の一部を継続する場合には地域ニーズに合った高年齢者の雇用、就業促進に協力します。

③ 自主的な同好会活動の支援

会員相互の交流、親睦を図る目的で自主的に実施する同好会活動について協力、支援します。

2. 法人管理事業

(1) 会員数の拡大

- ① 会員の確保、拡大はシルバー事業を推進していく上で根幹をなすもので本年度は第2次中期計画の5年目で計画に掲げた目標数は334名であります。コロナ禍では厳しく現実的には令和3年度末の会員数を上回るよう努めます。
- ② 会員による1会員一人紹介運動で友人、知人等への勧誘を図るとともに市広報誌の広告や地方新聞広告、ホームページ等の媒体を効果的に活用して会員募集を図ります。
- ③ コロナ禍の影響や高齢法改正による雇用延長など会員拡大に厳しい環境の中、入会促進の取組みとしてDVDを活用し原則、毎月3回（第1・第3・第4水曜日）の入会説明会を実施するとともに迅速な入会手続きに努めます。

(2) 公益社団法人の運営

- ① センターの安定的な運営を維持継続するためには財政基盤の強化は必須でありシルバー派遣事業や補助事業に積極的に取組み財源の確保を図るとともに経費の節減に努めます。
- ② 来年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されますが特例的にシルバー人材センターが対象外となることを望む一方、発行事業所の登録とともに安定的な運営が可能となるよう対応策に努めます。
- ③ 公益社団法人の目的であります高齢者の福祉の増進を図り公益事業を適正に運営するとともに収支相償に配慮しながら効率的な財政運営に努めます。
- ④ 和歌山労働局、和歌山県、新宮市、連合会等の指導、支援を受け適切な法人運営を図ります。

(3) 総会・理事会の開催

センターの最高議決機関である定時総会については新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に適切な対応で開催し、理事会については年6回の開催を基本に必要なに応じて開催し、事業の進捗等に対する理事の役割に努めます。

- ①定時総会 1回（5月に開催する。必要に応じて臨時総会を開催する。）
- ②理事会 6回（概ね5月、7月、9月、11月、1月、3月に開催する。
その他、必要に応じて開催する。）